

記者発表資料  
令和8年2月25日  
企画部デジタルみやぎ推進課  
担当:熊谷、島津(内線:2481)  
経済商工観光部富県宮城推進室  
担当:押野、佐藤(内線:2791)

## 「みやぎポイント」新規登録キャンペーンの期間延長について

県では、デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」の新規登録者に3,000円相当の「みやぎポイント(みやポ)」を提供するキャンペーンについて、募集期間を延長することとしましたので、お知らせします。

### 1 変更概要

| 項目  | 対象者  | 要件等                                  | 募集期限            |
|-----|--|--------------------------------------|-----------------|
| 変更前 | 「ポケットサイン」アプリの「みやポ」及び「みやぎ防災」を新規に登録した宮城県内にお住まいの方 | 先着40万名まで<br>ポイント利用期限:令和8年度末          | 令和8年2月末         |
| 変更後 |  | <u>応募いただいた方全員</u><br>ポイント利用期限:令和8年度末 | <u>令和8年6月末※</u> |

※市町によるみやぎポイント発行期間にあわせて、より早い時期に終了することがあります。

### 2 期間延長の理由

みやぎポイントを活用した市町の経済対策と県キャンペーンの連動により、「ポケットサイン」の登録が拡大していることから、その効果を活かすため、キャンペーンを継続するもの。

### 3 県内における「ポケットサイン」の登録状況

令和8年2月24日時点の登録者数 1,067,534名  
(2月12日時点で、当初目標としていた100万名を達成)。

### 4 県ウェブサイト等

- (1)「令和7年度みやぎポイント総合サイト」(店舗一覧、アプリの利用方法など)  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho/miyapo.html>
- (2)「令和7年度みやぎポイントキャンペーンサイト」(キャンペーンへの参加方法)  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/miyapor7.html>

### 5 相談窓口(利用者向けコールセンター)

アプリのダウンロード方法や利用方法など、「みやポ」に関する問い合わせに対応します。  
電話番号:0120-655-067(フリーダイヤル)  
対応時間:祝日と年末年始を除く9時から17時30分まで

### 6 利用店舗

みやポ利用可能店舗数(令和8年2月20日時点) 3,253店舗  
2月20日より飲食店、宿泊施設、専門店など、新たに486店舗が増加しました。

## 7 参考

### (1) 市町村によるポイント付与

7市町が物価高騰対策事業として「みやぽ」を発行します。これらのポイントは、県の新規登録キャンペーンによる3,000ポイントとあわせて受領いただけます。

| 市町名   | 大崎市     | 仙台市     | 白石市             | 多賀城市   | 気仙沼市                        | 亶理町                   | 岩沼市              |
|-------|---------|---------|-----------------|--------|-----------------------------|-----------------------|------------------|
| ポイント数 | 5,000   | 3,000   | 3,000           | 3,000  | 5,000                       | 1,000                 | 500              |
| 対象者   | 大崎市民    | 仙台市民    | 「みやぎ防災」登録済の白石市民 | 多賀城市民  | 19歳以上(平成19年4月1日以前生まれ)の気仙沼市民 | アンケートに回答した亶理町民(世帯主限定) | 同市割増商品券を購入した岩沼市民 |
| 付与開始日 | R8.1.13 | R8.1.21 | R8.1.28         | R8.2.3 | R8.2.10                     | R8.3                  | R8.5<br>(予定)     |

※白石市によるポイント付与は、先着人数に達したため、配布を終了しています。

### (2) キャンペーン延長に伴う予算の確保について

令和7年度から8年度にわたる債務負担行為を設定して、ポイント原資と精算等事務経費をすでに確保していますが、確保済の額を上回る予算が必要となった場合は、令和8年度に補正予算を計上する予定です。